# 【記載例1:県が作成する場合の記載例】

# ○○県復興推進計画 (例)

- 1 計画の区域 (←第3の1の(3)のアの(ア))○○県○○市、△△町及び□□町の全域
- 2 計画の目標 (←第3の1の(3)のアの(イ))

東日本大震災により壊滅的な被害を受けたが県内でも有数の集積が形成されている○○市の水産食料品製造業、及び集積が形成されつつある△△町の高度電子機械産業について、これらを支える事業者、人材、資金、ノウハウ等を地域内外から呼び込むとともに、新たな産業である自動車産業の集積の形成等を通じて、従来の産業と新たな産業とを有機的に連携させた確固たる産業基盤を構築し、地域の人々が将来にわたって安心して暮らし、働くことのできる地域づくりを推進します。

- **3** 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容 (←第3の1の(3)のアの(ウ))
  - ① 水産食料品製造業の新規立地・投資・雇用を促進し、水産食料品製造業の集積の活性化を図り、 雇用への被害が著しい〇〇市の地場産業である水産食料品製造業の復活を目指す。
  - ② 高度電子機械産業の投資・雇用を促進し、高度電子機械産業の集積の形成及び活性化を図る。
  - ③ 自動車産業関連工場の誘致に積極的に取り組み、自動車産業の集積の形成及び活性化を図る。
- 4 復興産業集積区域の区域 (←第3の1の(3)のアの(エ))
  - ① ○○市××町、・・・(「○○港周辺復興産業集積区域」)※別添地図1-1参照
  - ② △△町▲▲、・・・(「△△町▲▲地区等復興産業集積区域」) ※別添地図1-2参照
  - ③ □□町◆◆、・・・(「□□町◆◆地区等復興産業集積区域」)※別添地図1-3参照
- 5 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体 に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))
  - (1) 法第2条第3項第1号の復興推進事業

「特別用途地区復興建築物整備事業」

① 事業の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))

○○市○○の商業地域における○○港周辺復興産業集積区域において、水産物加工施設を整備することができるよう、用途制限を緩和する。

- ② 事業主体に関する事項 (←第3の1の(3)のアの(オ))
  - ○○県知事
- ③ 特別な措置の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))

建築基準法第 49 条第2項の規定に基づく条例で定めようとする建築物の用途制限の緩和の内容を定めた復興推進計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該認定を同法第 49 条第2項の承認と見なして、建築基準法の大臣承認の手続を不要とする。

- ※別添資料○ 条例(案)
- ※別添資料○ 用途制限を緩和する理由
- ※別添資料○ 参考資料 (昭和 48 年住街発第 35 号「特別用途地区条例の建設大臣承認申請の書類について」を参照。)
  - (1) 緩和対象用途の建築物の産業上の位置づけを明示した書類
  - (2) 緩和対象用涂の建築物の概要書
  - (3)緩和対象用途の建築物の分類表
  - (4) 用涂地域図
  - (5) 建築物用途別現況図
  - (6)緩和対象用途の建築物の分布図
- (2) 法第2条第3項第2号イの復興推進事業<その1>
- ①復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果  $(\leftarrow 第4010)$  (2) のアの (イ) のAの (A) 及び第4の1の (2) のアの (A) のB)
  - (ア)(イ)及び(ウ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域
    - ○○港周辺復興産業集積区域
  - (イ)(ア)の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種 水産食料品製造業
  - (ウ)(ア)の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す(イ)の業種の主要関連業種

その他食料品製造業

- (エ)(イ)及び(ウ)の業種の総称 「水産加工業等」
- (オ) 集積の形成及び活性化の効果

○○市では、県内でも有数の水揚げ高を誇る○○港周辺に、水産食料品製造業の事業場が 多く立地しており、多数の市民が水産食料品製造業に従事していた。今回の津波被害により、 多くの水産食料品製造業の事業場が被害を受け、多くの市民が離職を余儀なくされた。これ らの市民の雇用機会の確保のためには、水産食料品製造業の復活が必要不可欠である。

また、昨今冷凍調理食品の需要が高まっていることを受け、水産食料品製造業の集積を活かし、関連するその他食料品製造業の集積の形成及び活性化が期待できる。

本事業により、◆社の新規立地及び○億円の新規投資が見込まれ、同地域における雇用創 出効果は●●人と見込まれるほか、△△△人の雇用機会が維持される。

②雇用等被害地域及び雇用等被害地域を含む市町村  $(\leftarrow 第4の1の(2)のアの(イ)のAの(B)、第4の1の(2)のアの(ア)B及び第4の1の(2)のアの(イ)のB)$ 

※別添地図2参照

○○市域において津波浸水地域を雇用等被害地域として設定

雇用等被害地域を含む市町村は〇〇市

#### <理由>

○○市域において津波浸水地域が存在し、当該津波浸水地域においては、漁港・魚市場、水産加工工場、商店が被災し、生産施設に壊滅的損害を被った。このため、多数の漁業従事者、水産加工業従事者が離職を余儀なくされた。

○○職業安定所における事業主都合離職者数について、震災直後の平成 23 年の 4~6 月の平均値が、平成 22 年 4~6 月の平均値の約○倍となっており、全国平均の△倍を大きく上回っている。

※別添資料○参照

③①の (ア) の復興産業集積区域のうちその区域の全部又は一部が、雇用等被害地域を含む市町村の区域内にあるもの  $(\leftarrow 第4の10(2)0$ エの(イ)のAの(G)及び第4の1の(2)のエの(イ)のB)

○○港周辺復興産業集積区域

※別添地図1-1及び地図2参照

### ④ 特別の措置

①の(イ)又は(ウ)の業種に属する事業を実施する指定事業者(指定法人)に対する法人 税又は所得税の課税の特例(法第37条~第40条の規定に基づく措置)

①の(イ)又は(ウ)の業種に関する事業を実施する指定事業者(指定法人)に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(法第43条の規定に基づく措置)

(ア) 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体  $(\leftarrow \hat{\pi}3 \, \varpi1 \, \varpi(3) \, \varpi7 \, \varpi(2))$ 、  $(\hat{\pi}4 \, \varpi1 \, \varpi(2) \, \varpi7 \, \varpi(4) \, \varpiA \, \varpi(F) \, Z \, \varpi4 \, \varpi(2) \, \varpi7 \, \varpi(4) \, \varpiB)$ 

①の(イ)又は(ウ)の業種に属する事業を実施する者が共同して行う施設整備に対する補助制度の創設。

(実施主体:○○県)

①の(イ)又は(ウ)の業種に属する事業を実施する者が、被災した市民を雇用する場合に、 市から雇用促進補助金を交付する。

(実施主体:○○市)

- (3) 法第2条第3項第2号イの復興推進事業<その2>
- ① 復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果  $(\leftarrow \hat{\pi} 4 \, o \, 1)$  の(2) の(A) の(A) 及び第(A) の(B) の(B)
  - (ア)(イ)及び(ウ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域 ・△△町▲▲地区等復興産業集積区域
  - (イ)(ア)の復興産業集積区域においてその集積の形成又は活性化を目指す特定の業種 電子部品・デバイス・電子回路製造業
  - (ウ)(ア)の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す(イ)の業種の主要関連業種

情報通信機械器具製造業

- (エ)(イ)及び(ウ)の業種の総称 「高度電子機械産業」
- (オ) 集積の形成及び活性化の効果

△△町には、高度電子機械産業の集積があり、また、同町は◆◆大学にも近く同大学との産学連携の効果も期待できることから、高度電子機械産業の集積の活性化を図ることにより、当該事業及び関連産業に係る投資等が期待できる。本事業により、当該地域において△△億円の投資が見込まれ、同地域における雇用創出効果は●●人と見込まれる。

- ② 雇用等被害地域及び雇用等被害地域を含む市町村  $(\leftarrow \hat{g}4010(2)070(4)0A0(B)$ 、  $\hat{g}4010(2)070(7)B及び第4010(2)070(4)0B((B)については~))$  ※5 (2)②と同じ。
- ③ 雇用等被害地域から通勤圏内にある区域 (←第4の1の(2)のアの(イ)のAの(C)、第4の1の(2)のアの(ア)B及び第4の1の(2)のアの(イ)のB)
  - ※別添地図2参照

△△町▲▲地区等復興産業集積区域を含む△△町、・・・が該当する区域である。

<理由>

△△町▲▲地区等復興産業集積区域を含む△△町、・・・は、○○市内の雇用等被害地域から 自動車で30分以内の距離にあり、○○県内の平均通勤時間からみても、十分に通勤圏内にある ものと考えられる。また、別添資料にあるとおり、○○市民の△△町への通勤実績は◆◆であり、 このことからも、通勤圏内にあるものと言える。

※別添資料○参照

④ ①の (ア) の復興産業集積区域のうちその区域の全部又は一部が、雇用等被害地域を含む市町村の区域内にあるもの  $(\leftarrow 第4の1の(2) のエの(イ) のAの(G) 及び第4の1の(2) のエの(イ) のB)$ 

本事業に関しては存在しない。

# ⑤ 特別の措置

- (1)の(イ)又は(ウ)の業種に属する事業を実施する指定事業者に対する法人税又は所得税の課税の特例(法第37条~第39条の規定に基づく措置)
- (1)の(イ)又は(ウ)の業種に属する事業を実施する指定事業者に対する事業税、不動産 取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(法第43条の規定に基づく措置)
- ⑥ 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体 (←第3の1の(3)のアの(ク)、 第4の1の(2)のアの(イ)のAの(F)及び第4の1の(2)のアの(イ)のB)
  - ◆◆大学との産学連携プログラム

(実施主体:◆◆大学及び民間事業者)

(1)の(イ)又は(ウ)の業種に属する事業を実施する者に対する企業立地補助金及び投資 促進補助金

(実施主体:○○県)

- (4) 法第2条第3項第2号イの復興推進事業<その3>
  - ① 復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果 (←第4の 1の(2)のアの(イ)のAの(A)及び第4の1の(2)のアの(イ)のB)
    - (ア)(イ)及び(ウ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域
      - □□町◆◆地区等復興産業集積区域
    - (イ)(ア)の復興産業集積区域においてその集積の形成又は活性化を目指す特定の業種 自動車・同附属品製造業
    - (ウ)(ア)の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す(イ)の業種の主要関連業種

なし

(エ)(イ)及び(ウ)の業種の総称 「自動車産業」

(オ) 集積の形成及び活性化の効果

□□町は、東北自動車道、○○道路及び国道△号が同町内を通っており、交通インフラに恵まれている等の理由により、自動車産業の集積が期待できることから、自動車産業の集積の形成及び活性化を図ることにより、当該事業及び関連産業に係る投資等が期待できる。本事業により、当該地域において△△△億円の投資が見込まれ、同地域における雇用創出効果は●●●人と見込まれる。

- ※5 (2) ②と同じ。

- ③ 日常的な取引関係の発生が見込まれる等当該事業の実施の経済的波及効果により、雇用等被害地域において新規投資や雇用機会の創出が見込まれる場合における、当該事業の実施区域 (←第4の1の(2)のアの(イ)のAの(D)、第4の1の(2)のアの(ア)B及び第4の1の(2)のアの(イ)のB)
  - □□町◆◆地区等復興産業集積区域が該当する区域である。

#### ※別添地図2参照

#### <理由>

□□町◆◆地区等復興産業集積区域は、東北自動車道、○○道路及び国道△号により、○○市内との間において、部品(自動車部品)の輸送の便が非常に良く、また、○○市内には、数は少ないが金属・機械関係の企業が立地していることから、自動車産業に関連する業種の集積が形成される素地がある。さらに、自動車産業は、一般的に経済的波及効果が非常に大きいと考えられることから、□□町◆◆地区等復興産業集積区域における自動車産業の集積の形成及び活性化により、○○市内の雇用等被害地域において自動車産業の関連業種に係る新規投資や雇用機会の創出が十分に見込まれる。

※別添資料○参照。

④ ①の(ア)の復興産業集積区域のうちその区域の全部又は一部が、雇用等被害地域を含む市町 村の区域内にあるもの  $(\leftarrow 第4の1の(2)$ のエの(イ)のAの(G)及び第4の1の(2) のエの(イ)のB)

本事業に関しては存在しない。

#### ⑤ 特別の措置

- (1)の(イ)又は(ウ)の業種に属する事業を実施する指定事業者に対する法人税又は所得税の課税の特例(法第37条~第39条の規定に基づく措置)
- (1)の(イ)又は(ウ)の業種に属する事業を実施する指定事業者に対する事業税、不動産 取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(法第43条の規定に基づく措置)
- ⑤ 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体 (←第3の1の(3)のアの(ク)、 第4の1の(2)のアの(イ)のAの(F)及び第4の1の(2)のアの(イ)のB)
  - (1)の(イ)の業種に属する事業を実施する者に対する企業立地補助金及び投資促進補助金 (実施主体:○○県)
    - (1)の(イ)の業種を対象とした工場誘致活動

(実施主体:○○県・□□町による誘致協議会)

- 6 復興産業集積区域において、実施し、又はその実施を促進しようと復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容 (←第3の1の(3)のアの(カ)及び第3の1の(3)のキ)
  - ① ○○港周辺復興産業集積区域

「特別用途地区復興建築物整備事業」

※内容は、5 (1) の内容と同じ。

「水産加工業等」

※内容は、5(2)の内容と同じ。

② △△町▲▲地区等復興産業集積区域 「高度電子機械産業」

※内容は、5 (3) の内容と同じ。

③ □□町◆◆地区等復興産業集積区域 「自動車産業」

※内容は、5(4)の内容と同じ。

7 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明 (←第3の1の(3)のアの(キ))

当該計画に定められた復興推進事業の実施により、県内有数の水揚げ高を誇る○○港の周辺地域に水産食料品製造業等の集積の形成及び活性化が図られる。

そのことにより、当該計画の区域において離職を余儀なくされていた雇用者の雇用機会が確保 されることに加え、漁港施設や魚市場及び魚市場後背地の一体的な整備や豊富で新鮮な商品を目 当てにした観光客が増加するなど、関連する水産業や観光業の振興も期待できる。

当該計画に定められた復興推進事業の実施により、東北自動車道、○○道路及び国道△号からのアクセスが良く、先端技術産業の集積地である○○工業団地、◆◆大学や○○県産業技術総合センターに近いという地理的条件を活用し、△△町に高度電子機械産業の集積の形成や活性化が、□□町に自動車産業の集積の形成や活性化が、それぞれ図られる。

△△町や□□町に高度電子機械産業や自動車産業の集積の形成及び活性化が推進されることにより、○○市における雇用機会の確保が図られる。

これらの効果は、計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

**8 その他** (←*第*4の1の(2)のアの(エ))

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、○○市、△△町及び□□町の意見を聴取した。 また、○○県地域協議会に、○○市、△△町及び□□町を構成員に加え、法第4条第6項に基づく協議を行った。

※別添資料○参照。

【記載例2:市町村が作成する場合の記載例①】

○○市復興推進計画 (例)

平成24年○月△日

1. 計画の区域 <u>(←第3の1の(3)のアの(ア))</u>

○○市全域

※注  $[ \bigcirc \bigcirc \cap \cap \cap \triangle \triangle$  「 $\bigcirc \cap \cap \cap \triangle$  」 というように、市の一部の区域を計画の区域とすることも可能。

- 2. 計画の目標 (←第3の1の(3)のアの(イ))
  - ○市民が安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、必要な住宅を確保する。
  - ○市民が安心して働くことのできるまちづくりを目指し、雇用機会の確保のため、水産関連産業並 びに再生可能エネルギー関連産業の集積の形成及び活性化等を図る。また、商業機能の回復を図 るとともに、農業及び農産物加工業の再建を支援する。
- 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容 (←第3の1の(3)のアの(ウ))
  - ① 東日本大震災により住居を失った者等に対して、罹災者公営住宅を整備するとともに、被災者向 け特定優良賃貸住宅の供給を促進する。
  - ② 水産食料品製造業や太陽光発電の、新規企業立地、投資及び雇用を促進する。
  - ③ 海面漁業、農業・農産物加工業の施設整備等を促進する。
  - ④ 商業機能の回復を図るとともに、被災した中小企業の事業継続を支援する。
- 4. 復興産業集積区域の区域 (←第3の1の(3)のアの(エ))
  - ①○○市○○町○○、○○町○○・・・・(「○○地区復興産業集積区域」)※別添地図1参照
  - ②○○市○○町●●、△△の1番から25番地まで(「●●漁港・△△漁港周辺復興産業集積区域」) ※別添地図1参照
  - ③〇〇市〇〇・△△・・・(「中心部復興産業集積区域」) ※別添地図1参照

**復興居住区域の区域** <u>(←第3の1の(3)のアの(エ))</u>

- ①○○市○○町○○、□□、▽▽・・・(「○○等復興居住区域」)※別添地図1参照
- 5. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体 に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))

# (1) 罹災者公営住宅等供給事業

① 復興推進事業の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))

○○市全域(○○地区及び△△地区等)において、東日本大震災により住居を失った者等(以下「被災者等」という。)に対して住居を提供するため、公営住宅を建設等し、平成○年度までに合計○戸の公営住宅を提供する。

事業期間:平成28年度末まで

この際、被災者等について、○○市の公営住宅等(既存のものを含む。)の入居資格要件について、○○市の公営住宅の建設等に要する期間が満了するまでの間、入居者資格要件のうち住宅困 窮要件を満たせば、入居可能とする。

② 実施主体<u>(←第3の1の(3)のアの(オ))</u> ○○市

③ 特別の措置の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))

被災者等が、復興推進計画の区域内において、当該計画を作成した認定地方公共団体により賃貸される公営住宅等に入居しようとする場合には、当該計画に定める公営住宅の建設等に要する期間が満了するまでの間、入居者資格要件のうち住宅困窮要件を満たせば、入居可能とする。

また、当該区域内に存する被災者等に賃貸した公営住宅等で引き続き管理することが不適当となったものの譲渡をする場合にあっては、譲渡制限期間を耐用年限の「1/4」から「1/6」に短縮するとともに、当該譲渡対価の使途を地域住宅計画に基づく事業等の実施に要する費用にも充てることを可能とする。

# (2) 食料供給等施設整備事業

① 復興推進事業の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))

○○市●●地区の農地における、トマトの水耕栽培施設及び周辺で生産された農産物の加工のための施設の整備。

② 実施主体 (←第3の1の(3)のアの(オ))

トマトの水耕栽培施設:農業生産法人〇〇、農業生産法人〇〇

農産物加工施設:○○地区生産出荷組合ほか市内の農業団体

③ 特別の措置の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))

○○市が地域協議会の協議を経て、かつ◇◇県知事の同意を得て食料供給等施設整備計画を作成したときには、当該施設については、農地の転用許可基準の緩和を行う。

※ 添付書類○ ○○市における農林水産業の津波被害の状況に関する資料

添付書類○ 整備しようとする施設の概要

添付書類○ 施設設置と食料安定供給の確保又は○○市における農林水産業の復興との関係に 係る資料

# (3) 復興建築物整備事業

① 復興推進事業の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))

- ○○地区復興産業集積区域において植物工場を整備するに伴い、当該工場で勤務する従業員の 住居を確保する目的で工業専用地域に住宅の整備を促進するため、用途制限の緩和を行う。
- ② 実施主体<u>(←第3の1の(3)のアの(オ))</u> ○○市
- ③ 特別の措置の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))
  - ○○市長が、認定復興推進計画に定められた復興建築物整備事業に係る建築物の整備に関する 基本方針への適合を認めて許可することにより、用途制限の緩和を行う。
- ※添付書類○ 建築物の整備に関する基本方針

# (4) 応急仮設建築物活用事業

- ① 復興推進事業の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))
  - ○○市において、被災した中小企業等の再建を支援するため、仮設店舗・仮設工場を、2年3 か月を超えて存続させる。
- ② 実施主体 (←第3の1の(3)のアの(オ))
  - ()()市
- ③ 特別の措置の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))

2年3か月を超えて存続させようとする建築基準法第85条第2項の応急仮設建築物(以下の所在地・用途・期間のもの)について、存続期間を延長することができる。

- ○○市○○町 450 店舗 平成 30 年度末まで
- ○○市○○1-30-2 工場 平成 27 年度末まで
- ※添付書類
- ○当該応急仮設建築物の概要に係る資料
- (5) 法第2条第3項第2号イの復興推進事業<その1>
- ① 復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果 <u>(←第4の</u><u>1の(2)のアの(イ)のAの(A)及び第4の1の(2)</u>のアの(イ)のB)
  - (ア)(イ)及び(ウ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域
    - ●●漁港・△△漁港周辺復興産業集積区域
  - (イ)(ア)の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種 海面漁業
  - (ウ)(ア)の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す(イ)の業種の主要関連業種

水産食料品製造業

(エ) (イ) 及び(ウ) の業種の総称

「水産関連産業」

(オ) 集積の形成及び活性化の効果

本市では、漁業が盛んであるとともに、水産食料品製造業に従事している市民が多く、漁業、水産食料品製造業を発展させることは、市民の雇用機会の確保に不可欠である。そこで、

海面漁業従事の環境を整備し海面漁業従事者の増加を図るとともに、水産食料品製造業の新規立地や投資の促進を図ることにより、△社の新規立地及び○億円の新規投資が見込まれ、同地域における雇用創出効果は●●人と見込まれるほか、△△△人の雇用機会が維持される。

② 雇用等被害地域及び雇用等被害地域を含む市町村  $(\leftarrow \hat{B}4010(2)070(4)0A0(B)$ 、第4010(2)070(7)B及び第4010(2)070(4)0B

#### ※別添地図2参照

○○市域において津波浸水地域を雇用等被害地域として設定

雇用等被害地域を含む市町村は〇〇市

# <理由>

○○市域においては津波浸水地域が存在し、当該津波浸水地域においては、浸水に伴い雇用機会が大幅に減少しているところであり、○○職業安定所管内の事業主都合離職者数についても、今年4~6月の実績が前年4~6月の実績の○倍に至っており、全国平均の伸び率を大きく上回っているため。

※別添資料参照。

- ③ ①の(ア)の復興産業集積区域のうちその区域の全部又は一部が、雇用等被害地域を含む市町村の 区域内にあるもの <u>(←第4の1の(2)のエの(イ)のAの(G)及び第4の1の(2)のエの</u> (イ)のB)
  - ・ ●●漁港・△△浦漁港周辺復興産業集積区域※別添地図1及び2参照
- ④ 特別の措置
  - (ア)①の(イ)又は(ウ)の業種に属する事業を実施する指定事業者(指定法人)に対する法人 税又は所得税の課税の特例(法第37条~第40条の規定に基づく措置)
  - (イ) ①の(イ) 又は(ウ)の業種に属する事業を実施する指定事業者(指定法人)に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(法第43条の規定に基づく措置)
- ⑤ 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体 <u>(←第3の1の(3)のアの(ク)、</u> 第4の1の(2)のアの(イ)のAの(F)及び第4の1の(2)のアの(イ)のB)

漁業者に対する低利融資。

(実施主体:○○市、地銀等)

水産食料品製造業に属する事業を実施する者が共同して行う施設整備に対する補助を交付。

(実施主体:○○県)

水産食料品製造業者の誘致。

(実施主体:○○県、○○市、○○市漁業協同組合)

漁港等の復旧・整備。 (実施主体:○○市)

- (6) 法第2条第3項第2号イの復興推進事業<その2>
  - ① 集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果  $\underline{(\leftarrow \#4010(2)070(4)0A}$

# O(A) 及び第4の1の(2)のアの(4)のB)

- (ア)(イ)及び(ウ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域 ・○○地区復興産業集積区域
- (イ)(ア)の復興産業集積区域においてその集積の形成又は活性化を目指す特定の業種 電気業
- (ウ)(ア)の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す(イ)の業種の主要関連業種

農業

(エ)(イ)及び(ウ)の業種の総称 「再生可能エネルギー関連産業」

(オ) 集積の形成及び活性化の効果

海岸地域の低地部は、住宅や工場等の利用が難しいため、大規模な太陽光発電所の誘致を図る。また、太陽光などの再生可能エネルギーを活用して、基幹産業の一つである農業の更なる発展をめざし、再生可能エネルギーを活用した新たな施設園芸団地の整備に取組むとともに、農地の除塩対策や農業施設、園芸研究室等の早期復旧、農業生産の効率化を目指し農地の集約化等を図ることにより、農業の大規模化を促進する。これらにより、△社の新規立地及び○億円の新規投資が見込まれ、同地域における雇用創出効果は●●人と見込まれるほか、△△△人の雇用機会が維持される。

- ② 雇用等被害地域及び雇用等被害地域を含む市町村 (←第4の1の(2)のアの(イ)のAの(B)、 第4の1の(2)のアの(ア) B及び第4の1の(2)のアの(イ)のB)
  - ※ 5 (5) ②と同じ。
- ③ ①の(r)の復興産業集積区域のうちその区域の全部又は一部が、雇用等被害地域を含む市町村の区域内にあるもの  $(\leftarrow 第4の1の(2) の x o(A) o(G)$ 及び第4の1の(2) の x o(A) o(G) の x o(A)
  - ・○○地区復興産業集積区域
- ④ 特別の措置
  - (ア) ①の(イ)の業種で太陽光発電に係るもの又は(ウ)の業種に属する事業を実施する指定事業者(指定法人)に対する法人税又は所得税の課税の特例(法第37条~第40条の規定に基づく措置)
  - (イ) ①の(イ)の業種で太陽光発電に係るもの又は(ウ)の業種に属する事業を実施する指定事業者(指定法人)に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(法第43条の規定に基づく措置)
- ⑤ 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体 (←第3の1の(3)のアの(ク)、 第4の1の(2)のアの(イ)のAの(F)及び第4の1の(2)のアの(イ)のB)

農業施設への再生可能エネルギー利用のための事業に対する補助

(実施主体:○○市)

農業施設で○○、△△の栽培に係るものの整備に対する補助

(実施主体:○○市)

再生可能エネルギーを利用した営農に対する指導

(実施主体:○○県、農政局)

除塩対策等農地及び農業施設の復旧

(実施主体:○○県、○○市)

# (7) 法第2条第3項第2号ロの復興推進事業

「建築物整備事業」

① 事業の効果 (←第4の1の(2)のオの(イ)のAの(B)及び第4の1の(2)のアの(イ)のB)

本市では、津波により市街地が広範囲にわたり壊滅的な被害を受けたため、商業機能も壊滅的な被害を受けている。そこで、〇〇駅前に日用品、食料品、衣料品等を扱う小売業の入居を想定した商業ビルの整備を促進する。本事業を実施することにより、〇〇駅前に小売業者の集積が図られ、商業機能の回復が期待される。

② 雇用等被害地域 (←第4の1の(2)のオの(イ)のAの(A)、第4の1の(2)のアの (ア) B及び第4の1の(2)のオの(イ)のB)

※ 5 (5) ②と同じ。

#### ③ 特別の措置

- (ア) 本事業を実施する指定事業者に対する法人税又は所得税の課税の特例(法第37条の規定に基づく措置)
- (イ) 本事業を実施する指定事業者に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(法第43条の規定に基づく措置)

#### (8) 法第2条第3項第2号ハの復興推進事業

「被災者向け優良賃貸住宅供給事業」

① 事業の効果 (←第4の1の(2)のカの(イ)のAの(A)及び第4の1の(2)のカの(イ)のA)

本市では、津波により相当数の住宅が滅失しており、東日本大震災に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第41条第2項の規定に基づき、本市の区域が告示されている。市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるためにも、住宅を高台において新たに確保することが必要不可欠である。本事業を実施することにより、高台の○○町○○等に定められた○○等復興居住区域において○○○戸の被災者向け優良賃貸住宅が整備され、●●

●●人が入居するものと見込まれる。

# ② 特別の措置

本事業を実施する指定事業者に対する法人税又は所得税の課税の特例(法第 41 条の規定に基づく措置)

# (9) 法第2条第3項第2号ニの復興推進事業

① 事業の内容

バイオ燃料の製造・販売に関する事業

② 事業の効果 (←第4の1の(2)のキの(イ)のAの(A))

津波による浸水の影響により大量の倒木等の廃棄物が市内において発生し、その処理が課題となっているところであり、同時に再生可能なクリーンエネルギーの普及が市民からも望まれている現状に鑑み、倒木も原材料にするバイオ燃料の製造・販売を行うことにより、廃棄物の処理が推進されるとともに、クリーンエネルギーの普及にも寄与する。

③ 施行規則第1条のうち、当該復興推進事業が該当する項及び号 (←第4の1の(2)のキの(イ)のAの(B))

第1条第3項第2号

- ④ 当該復興推進事業の事業区域 (←第4の1の(2)のキの(イ)のAの(C))○○市○○
- ⑤ 当該復興推進事業において、指定会社が開発、製造、提供等する製品、役務等具体的な内容 \_(←第4の1の(2)のキの(イ)のAの(D))\_

バイオマス、廃棄物等(特に津波で大量発生した倒木)を原材料とするバイオ燃料の製造・ 販売を行う。

- 6 当該復興推進事業を実施すると見込まれる者 (←第4の1の(2)のキの(イ)のAの(E))
  (株)○○研究所、(有)○○商店、(株)○○製造、が共同で設立する株式会社(「△△△△(株)」)。
  ※ 当該復興推進事業の実施に要する資金のおおれかの見込額及びその調達方針については
  - ※ 当該復興推進事業の実施に要する資金のおおむねの見込額及びその調達方針については、 別添資料のとおり。
- ⑦ 特別の措置

本事業を実施する指定会社に対して出資する個人に対する所得税の課税の特例(法第 42 条の 規定に基づく措置)

### (10) 法第2条第3項第3号の復興推進事業

「復興特区支援貸付事業」

- ① 事業の内容 (←第4の1の(3)のアの(イ)のA)
  - ○○地区への誘致を目指す太陽光発電所に関し、当該太陽光発電所を建設・運営する事業者 に対して必要な資金を貸し付ける事業
- ② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明  $(\leftarrow \hat{\pi} 4 \circ 1 \circ (3) \circ 7 \circ (4) \circ B)$

本計画の目標の一つに「太陽光など、大規模災害における活用や地球環境にやさしいエネルギーの活用を推進する」ことがある。太陽光発電所の建設・運営は、その目標を達成するために根幹となる事業であり、他の事業と比較して、計画の目標達成への寄与度が高いものと考えている。

- ③ 施行規則第2条に規定する該当事業 (←第4の1の(3)のアの(イ)のC) 施行規則第2条第3号
- ④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名 (←第4の1の(3)のアの(イ)のD)□□銀行、○○銀行

# ⑤ 特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給(法第44条の規定に基づく措置)

- 6. 復興産業集積区域又は復興居住区域において、実施し、又はその実施を促進しようと復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容 <u>(←第3の1の(3)</u>のアの(カ)及び第3の1の(3)のキ)
  - ① ○○地区復興産業集積区域

「復興建築物整備事業」

※内容は、5(3)の内容と同じ。

「再生可能エネルギー関連産業」

※内容は、5(6)の内容と同じ。

② ●●漁港・△△漁港周辺復興産業集積区域 「水産関連産業」

※内容は、5 (5) の内容と同じ。

③ 中心部復興産業集積区域

「建築物整備事業」

※内容は、5(7)の内容と同じ。

④ ○○等復興居住区域

「被災者向け優良賃貸住宅供給事業」

※内容は、5 (9)の内容と同じ。

7. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明 (←第3の1の(3)のアの(キ))

当該計画に定められた復興推進事業の実施により、基幹産業である農業・漁業・水産加工業の発展が見込まれるほか、今後成長が見込まれる再生可能エネルギー産業の集積の形成及び活性化が図られる。そのことにより、市民が安心して働くことができるまちづくりが進む。

また、商業機能の回復や安全な住宅地の整備が図られ、市民が安心して暮らすことのできるまちづくりが進む。

これらの効果は、○○市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に十分寄与するものである。

8. その他 (←第4の1の(2)のアの(エ))

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、○○県の意見を聴取した。

また、○○市地域協議会に、○○県を構成員に加え、法第4条第6項に基づく協議を行った。 ※別添資料参照。 【記載例3:市町村が作成する場合の記載例②】(法第23条(食料供給等施設整備に係る特例)関係)

◇◇県●●市復興推進計画(例)

平成 24 年●月●日 ◇ ◇ 県 ● 市

1 計画の区域

●●市

※注 「●●市△△町、・・・」というように、市の一部の区域を計画の区域とすることも可能。

2 計画の目標 (←第3の1の(3)のアの(イ))

地域資源を活用した木質バイオマス発電や太陽光発電等のクリーンエネルギーの活用、植物工場、陸上型養殖工場その他関連施設の整備による基幹産業としての農林水産業の再興を図り、通年雇用の実現を目指すとともに、地域コミュニティの再生を図り、被災した住宅の再建、個人事業主の事業再生等を支援するなどして地域を活性化します。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

(←第3の1の(3)のアの(ウ))

- クリーンエネルギー発電所の設置を促進し、クリーンエネルギー発電所における売電事業の 実施・強化を図る。
- クリーンエネルギー発電所の電力供給を活用した植物工場・陸上型養殖工場の整備を促進する。
- 農業用施設及び農産物・水産物加工施設の整備を促進する。
- 4 復興産業集積区域の区域 (←第3の1の(3)のアの(エ))
  - ① ●●市●●町・・・、同○○町・・・(「☆☆地区復興産業集積区域」)

(別添地図1参照)

5 計画の区域において実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体 に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

(←第3の1の(3)のアの(オ))

- (1) 法第2条第3項第1号の復興推進事業〈その1〉 食料供給等施設整備事業
  - 事業の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))

- ●●市○○町○○丁目の農地における、●●市又はその周辺の市町村に存する間伐材を用いた木質バイオマス発電所の整備
  - ●●市○○町○○地区の農地及び林地におけるいちご栽培施設の整備
  - ●●市○○町○○丁目におけるかまぼこ工場の整備
- ② 事業実施主体 (←第3の1の(3)のアの(オ))

木質バイオマス発電所:木質バイオマスエネルギー協議会等

いちご栽培施設:市内の農業者

かまぼこ工場:株式会社〇〇水産ほか市内の水産加工業者

- ③ 特別の措置の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))
  - ●●市が地域協議会の協議を経て、かつ◇◇県知事の同意を得て食料供給等施設整備計画 を作成したときには、当該施設については、農地の転用許可基準の緩和及び農地転用許可・ 林地開発許可の手続きの一元化を行う。

(添付資料)

- ※ ●●市における農林水産業の津波被害の状況に関する資料
- ※ 整備しようとする施設の概要
- ※ 施設設置と食料安定供給の確保又は●●市における農林水産業の復興との関係に係る 資料
- ④ 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体 周辺の市町村と共同で「木質バイオマスエネルギー協議会」を立ち上げ、広域的な木質バイオマス資源の収集方法について検討する。
- (2) 法第2条第3項第1号の復興推進事業〈その2〉

復興産業集積事業

- ① 事業の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))☆☆地区復興産業集積区域において適用できる緑地面積率等の基準を定める。
- ② 事業の実施主体 (←第3の1の(3)のアの(オ))

●●市

- ③ 特別の措置の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))
  - ●●市が、☆☆地区復興産業集積区域において適用できる緑地面積率等の基準を、工場立 地法又は地域産業集積形成法の準則に代えて条例で定めることができる。

(添付資料)

- ※ 条例で定める予定の緑地面積率等の基準(案)の概要
- ※ 工場立地法の趣旨も踏まえ、最低限の環境の保全を図りつつ工場立地が適 正に 行われることが見込まれる計画となっていることを示す資料
- (3) 法第2条第3項第1号の復興推進事業〈その3〉

#### 特定水力発電事業

- ① 事業の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))再生可能エネルギーを活用した発電システムを構築・推進するため、従属発電を実施する。
- ② 事業の実施河川 (←第3の1の(3)のアの(オ))
  - ◆◆水系◆◆川(二級河川)
- ③ 事業の実施主体 (←第3の1の(3)のアの(オ))水利使用許可の申請 (予定)者
- ④ 特別の措置の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))
  - ●●市が法第 29 条に規定する特定水力発電事業を定めた復興推進計画の認定を受けた場合においては、認定の日以後、以下の特例を受ける。
    - ◇◇県知事は、◆◆川の特定水力発電事業に関し河川法第 23 条等の許可申請があった 場合、同法第 36 条第 1 項から第 4 項までの規定にかかわらず、地域協議会を構成する 市長の意見を聞くことを要しない。
    - ◆◆川の河川管理者は、◆◆川の特定発電水利使用に関し河川法第 23 条又は第 26 条 第 1 項の許可申請があった場合、同法第 38 条の規定にかかわらず、地域協議会を構成 する者であって同協議会において特定水利使用計画に同意したものに対しては、通知を 要しない。
    - ◇◇県知事は、◆◆川の特定発電水利使用に関し河川法第 23 条等の許可申請があった場合、同法第 79 条の規定にかかわらず、国土交通大臣に協議してその同意を得ることを要しない。
    - ◇◇県知事は、◆◆川の特定発電水利使用に関し河川法第 23 条等の許可申請があった場合、電気事業法第 103 条第1項の規定にかかわらず、意見を付して経済産業大臣に報告し、その意見を求めることを要しない。

# (添付資料)

- ※ 法第 29 条第 1 項第 1 号イの特定水利使用計画
- ※ 使用水量の算出の根拠を記載した図書
- ※ 河川法施行規則第11条第2項第1号ニに掲げる事項を記載した図書
- ※ 工作物の工事計画の概要を記載した図書
- ※ 法第 29 条第1項第1号ロの特定水力発電事業が利用する流水に係る河川法第 23 条 等の許可を受けた水利使用の内容
- ※ 地域協議会の概要(構成員、協議の結果)
- (4) 法第2条第3項第1号の復興推進事業〈その4〉

復興建築物整備事業

① 事業の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))

☆☆地区復興産業集積区域において植物工場、陸上型養殖工場及び太陽光発電所を整備す

るに伴い、各施設で勤務する従業員の住居を確保するため、工業専用地域に住宅を整備する ため、用途制限の緩和を行う。

- ② 事業の実施主体 (←第3の1の(3)のアの(オ))◇◇県知事
- ③ 特別の措置の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))

◇◇県知事が、認定復興推進計画に定められた復興建築物整備事業に係る建築物の整備に 関する基本方針への適合を認めて許可することにより、用途制限の緩和を行う。

(添付資料)

- ※ ●●市における復興建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針
- (5) 法第2条第3項第1号の復興推進事業〈その5〉 地域振興事業
  - ① 事業の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))(記載例)
    - (例1)被災した住宅の再建、地元商店等の個人事業主の事業再生のための資金や当該地域における就労のための資金の一部に活用するなどして地域の活性化を図る。
    - (例2) △△市において、住宅の垣、外壁等に一定の配色の LED ライトを点灯させ、地域としての一体感と温かさを感じさせる町づくりを推進し、地域コミュニティの再生を図るとともに、明るく安全で、住民相互で支え合う地域を実現する。
  - ② 事業の実施主体 (←第3の1の(3)のアの(オ))
    - (例1)確定拠出年金の脱退一時金の支給を受ける者
    - (例2) △△市、NPO法人等
  - ③ 特別の措置の内容 (←第3の1の(3)のアの(オ))

確定拠出年金法附則第3条第1項の特例として、一定の要件を満たし、かつ、確定拠出年金の脱退一時金を上記地域振興事業のためにその全部又は一部を使用すると見込まれる者として△△市の長が認めたものに対する脱退一時金を支給する。

- (6) 法第2条第3項第2号イの復興推進事業
  - ① 復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果  $\underline{(\leftarrow \#4010(2)0P0(4)0A0(A)及び<math>\#4010(2)0P0(4)0B)}$ 
    - (ア) (イ) 及び(ウ) の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域 ☆☆地区復興産業集積区域
    - (4) (7)の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種 耕種農業、内水面養殖業及び電気業
    - (ウ) (ア)の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す(イ)の業種の主要関連業種

野菜缶詰、果実缶詰、農産保存食料品製造業及び水産食料品製造業

(エ) (イ)及び(ウ)の業種の総称 「再生可能エネルギー供給・利活用産業」

(オ) 集積の形成及び活性化の効果

市と外部資本の共同出資を元に新法人を設立し、同法人が、国内最大級のソーラーパネルによる太陽光発電を実施する。また、再生可能エネルギーを活用して得られた電力を植物工場や陸上型養殖工場において使用し、これら工場による品種改良等を強化・促進することにより、市の基幹産業である農業・漁業を再興し、「●●市ブランド」を確立する。これらにより、再生可能エネルギーを活用した発電が強化され、●●市は我が国が誇るエコタウンに成長し、未来型環境都市のモデルタウンとして企業誘致の呼び水となるとともに、植物工場や陸上型養殖工場による地域ブランドの確立、農業・漁業の再興・促進は、地域イメージの向上及び市の基幹産業である農業・漁業の集積の形成・活性化に資することとなり、その効果としては、●社の新規立地や●億円の新規投資を呼び込むことが可能となるほか、雇用創出効果は●人と見込まれる。

② 雇用等被害地域及び雇用等被害地域を含む市町村

 $\underline{(\leftarrow \#4 \, o1 \, o(2) \, o7 \, o(4) \, oA \, o(B), \, \#4 \, o1 \, o(2) \, o7 \, o(7) \, oB, \, \#4 \, o1 \, o(2)}$   $\underline{o7 \, o(4) \, oB)}$ 

- ●●市において警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域が設定された地域及び●
- ●市の津波浸水地域を雇用等被害地域として設定。

雇用等被害地域を含む市町村は●●市。

# 【理由】

- ●●市においては、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域が設定されたため、 当該各地域では農漁業等の生産活動に甚大な影響が生じており、その雇用環境の悪化は顕 著である。
- また、●●市において津波浸水地域が存在し、当該津波浸水地域においては、農業・漁業を中心に生産施設に壊滅的損害を被った。このため、多数の被災者が離職を余儀なくされた。
- ●●職業安定所における事業主都合離職者数について、震災直後の平成 23 年の4~6 月の平均値が、平成 22 年 4~6 月の平均値の約○倍となっており、全国平均の△倍を大きく上回っている。

#### ※別添資料○参照

(別添地図2参照)

③ ①の(ア)の復興産業集積区域のうちその区域の全部又は一部が、雇用等被害地域を含む市 町村の区域内にあるもの

(←第4の1の(2)のエの(イ)のAの(G)及び第4の1の(2)のエの(イ)のB)

☆☆地区復興産業集積区域

(別添地図1及び地図2参照)

- ④ 特別の措置
  - ①の(イ)の業種(電気業は再生可能エネルギーに係るもの。)又は(ウ)の業種に属する事業を実施する指定事業者(指定法人)に対する法人税又は所得税の課税の特例(法第37条から第40条の規定に基づく措置)
  - ①の(イ)の業種(電気業は再生可能エネルギーに係るもの。)又は(ウ)の業種に属する事業を実施する指定事業者(指定法人)に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(法第43条の規定に基づく措置)
- ⑤ 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

 $(\leftarrow$ 第3の1の(3)のアの(ク)、第4の1の(2)のアの(イ)のAの(F)及び第4の1の(2)のアの(イ)のB)

- ① ①の(イ)又は(ウ)の業種に属する事業を実施する指定事業者(指定法人)に対する 低利融資(実施主体:●●市、地銀等)。
- ① ①の(イ)又は(ウ)の業種に属する事業を実施する指定事業者(指定法人)が行う設備整備に対する補助の交付(実施主体:◇◇県)。
- 6 復興産業集積区域において実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

(←第3の1の(3)のアの(カ)及び第3の1の(3)のキ)

☆☆地区復興産業集積区域

「復興産業集積事業」

※ 内容は、5 (2) の内容と同じ。

「復興建築物整備事業」

※ 内容は、5 (4) の内容と同じ。

「再生可能エネルギー供給・利活用産業」

- ※ 内容は、5 (6) の内容と同じ。
- 7 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の 再生に寄与するものである旨の説明  $(\leftarrow \hat{\pi}3 \, o1 \, o(3) \, o7 \, o(4))$ 
  - ●●市は、東日本大震災により、福島第一原子力発電所の事故を受けた警戒区域や計画的避難 区域等の設定により、経済活動に甚大な影響が生じているところである。

こうした状況下においては、新法人を設立の上、再生可能エネルギーを供給する事業を育成・発展させ、エコタウンのモデルケースとするとともに、得られた電力を放射性物質の影響を受けにくい植物工場・陸上型養殖工場で活用し、農作物・水産物のブランド化に成功すれば、地域経済の再興・発展に寄与し、新たな投資・企業誘致が実現され、雇用創出にも資する。

また、町づくりを推進し、地域コミュニティの再生を図るとともに、被災した住宅の再建、地 元商店等の個人事業主の事業再生のための資金や当該地域における就労を支援することで地域の 活性化にも資する。

この結果、●●市の復興の円滑かつ迅速な推進が図られ、活力ある再生に寄与することとなる。

# 8 その他<u>(←第4の1の(2)のアの(エ))</u>

地域協議会に◇◇県知事を構成員として加え、法第4条第6項の規定に基づき、協議を行った。 (別添資料○参照)



